



2017年5月12日

各位

会社名 ユニチカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 注連 浩行
(コード番号 3103 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 杉澤 滋
(TEL 06-6281-5695)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月29日開催予定の第207回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、2017年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を進めており、100株単位への移行期限が2018年10月1日と定められました。これを受け、当社は、本年10月1日をもって、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、証券取引所が望ましいとしている適正な投資単位の水準（最低購入代金の水準）を維持するため、当社株式について10株を1株に併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

(2) 本株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

2017年10月1日をもって、2017年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主様が所有する普通株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 本株式併合により減少する株式数

本株式併合前の普通株式の発行済株式総数（2017年3月31日現在）	577,523,433株
今回の本株式併合により減少する普通株式の株式数（注1）	519,771,090株
本株式併合後の普通株式の発行済株式総数（注1）	57,752,343株
本株式併合後の発行可能株式総数（注2）	178,600,000株

（注1）上記「今回の株式併合により減少する普通株式の株式数」及び「株式併合後の普通株式の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の普通株式の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

（注2）本株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数をそれぞれを178,600,000株（本株式併合前：1,786,000,000株）に減少させる予定です。詳細については、下記「3. 定款の一部変更」をご参照ください。

④ 本株式併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を保有されている株主様1,589名（その所有株式の合計は5,091株）が株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条の定めによる当社株式取扱規則の定めるところにより、当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができ、本株式併合の効力発生日後は下記⑤に従い処分代金の分配を受けられます。（株主数及び所有株式数は2017年3月31日現在の数値です。）

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	44,921名（100%）	577,523,433株（100%）
10株未満	1,589名（3.54%）	5,091株（0.00%）
10株以上	43,332名（96.46%）	577,518,342株（100%）

⑤ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に従い、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 本株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に記載のとおり、本株式併合を実施し、併合の割合に応じて発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を減少させるため、定款第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するとともに、上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するため、定款第8条（単元株式数）を変更するものです。

(2) 変更の内容

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件とし、2017年10月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

変更前	変更後												
<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は <u>1,786,000,000</u>株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>1,786,000,000</u>株</td> </tr> <tr> <td>A 種種類株式</td> <td>21,740 株</td> </tr> <tr> <td>B 種種類株式</td> <td>5,759 株</td> </tr> </table> <p>第8条（単元株式数） 普通株式の単元株式数は <u>1,000</u>株とし、A 種種類株式及び B 種種類株式の単元株式数は1株とする。</p>	普通株式	<u>1,786,000,000</u> 株	A 種種類株式	21,740 株	B 種種類株式	5,759 株	<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は <u>178,600,000</u>株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>178,600,000</u>株</td> </tr> <tr> <td>A 種種類株式</td> <td>21,740 株</td> </tr> <tr> <td>B 種種類株式</td> <td>5,759 株</td> </tr> </table> <p>第8条（単元株式数） 普通株式の単元株式数は <u>100</u>株とし、A 種種類株式及び B 種種類株式の単元株式数は1株とする。</p>	普通株式	<u>178,600,000</u> 株	A 種種類株式	21,740 株	B 種種類株式	5,759 株
普通株式	<u>1,786,000,000</u> 株												
A 種種類株式	21,740 株												
B 種種類株式	5,759 株												
普通株式	<u>178,600,000</u> 株												
A 種種類株式	21,740 株												
B 種種類株式	5,759 株												

なお、上記変更前の定款規定は、本日公表した「定款の一部変更に関するお知らせ」記載のC種種類株式取得及び償還に伴う定款の一部変更後の定款規定を記載しております。

4. 今後の主要日程（予定）

取締役会決議日	2017年5月12日
定時株主総会開催日	2017年6月29日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	2017年10月1日（予定）
本株式併合の効力発生日	2017年10月1日（予定）
定款変更の効力発生日	2017年10月1日（予定）

（参考）上記のとおり、本株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は2017年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続の関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2017年9月27日となります。

以 上

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更および本株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q1. 単元株式数変更、株式併合とはどのようなことですか。

A1.

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q2. 株式併合と単元株式変更の目的を教えてください。

A2.

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、2018年10月までに上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は、これを受け、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行う予定としております。

Q3. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A3.

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となるからです。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A4.

平成20年6月の配当を最後に、長らく無配が続いており、誠に申し訳ございません。

今回の併合により、株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生以降、復配の際には併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動などの他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q5. 議決権はどうなりますか。

A5.

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2017年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,584株	1個	158株	1個	0.4株
例3	1,000株	1個	100株	1個	なし
例4	777株	0個	77株	0個	0.7株
例5	200株	0個	20株	0個	なし
例6	5株	0個	0株	0個	0.5株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例2、4、6のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が10株未満（上記例6の場合）の株主様は、株主併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

Q6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りや買増しをしてもらえますか。

A6.

株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度や買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A7.

特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

株主名簿管理人

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）